

## ロシアの「特別軍事作戦」について

真部 朗

はじめに

2022年2月24日にロシアが「特別軍事作戦」を発動し、ロシア・ウクライナ間の武力紛争が始まった。その基本的な構図は、国際法違反の侵攻や非人道的行為を続けるロシアに対してウクライナが自国の防衛に努めており、欧米を中心とする国際社会がこれを支援しているというものである。これが、国際法秩序の下での正当な見方であることは言うまでもない。

しかしながら、これだけでは、ウクライナの行動は理解できるが、何故ロシアが侵攻に踏み切り、国際的な非難や制裁を受けながらこれを続けているのかは必ずしも理解できない。これまでのロシア自身の説明は、本音と建前とプロパガンダが混交しているため、首尾一貫性に欠けており、むしろ理解を困難にしている。

とは言え、ロシアの行動を悪とみなし、あるいは、不可解なもののみならずだけでは、ロシアの真意は理解できないままとなる。それが理解できなければ、例えば、両者間の停戦や和平の仲介を務めることは困難であろう。本稿は、今次作戦がロシアにとって持つ意味等について、法的又は人道的な問題をひとまず措いて考察を試みるものである。

### 「特別軍事作戦」の背景-ロシアの勢力圏

冷戦時、欧州における東西両陣営の境界は、少数の中立国等を間に挟みつつも、明瞭であった。冷戦後は、ソ連が解体され、東西ドイツは統一し、旧東側諸国の多くはNATOやEUに加入した。また、少なからぬ旧ソ連構成共和国は独立し、その一部もNATOやEUに加入した。この結果、欧州における伝統的な勢力圏について言えば、NATO及びEU、すなわち欧米の勢力圏が拡大・明確化する一方、ロシアを中核とする勢力圏は縮小し、その境界も今日まで曖昧なまま推移している。これがロシアの基本的な欧州情勢認識であるとみられる。これは、主権平等を建前とする国際法秩序とは異質の地政学的、大国主義的な認識と言えよう。

このような情勢認識の下、ロシアは、国連憲章を始めとした国際法を理解し尊重する姿勢を示しつつも、旧ソ連構成共和国はロシアの勢力圏に留まるべきであり、ロシアにはそれを求める「権利」があると考えているものとみられる。独立国家共同体やユーラシア経済連合の創設、旧ソ連構成共和国へのロシア軍の駐留（カザフスタン、キルギス、タジキスタン等）、ジョージア（アブハジア及び南オセチア）やモルドバ（沿ドニエストル）への軍事介入等は、いずれもこの考え方を裏付けるものである。もっとも、旧構成共和国のバルト三国が無事にNATO加盟を果たしたことは、このような見方を否定しているようにも見える。しかしながら、これは、ロシアが、混乱し弱体化していた1990年代に加盟手続き

が進められたことから、反対の意思を示す以外に阻止のための有効な措置を講じられなかったことによるものであり、その意味で例外中の例外と見るべきであろう。これに対し、今日のように国力を相当程度回復させた以上、同様の事が二度と起こらないようにするというのがロシアの固い決意と考えられる。このような考え方は、しばしば指摘される旧構成共和国を自国の安全保障上の緩衝地帯にしようとするのとは似て非なるものであり、むしろそれらをロシア「帝国」領とみなす大国主義の発想と言えよう。

こうした文脈からすれば、ロシアの目には、旧構成共和国の中でも中核的な存在であったウクライナが対立する欧米側にいわば寝返ることは断じて許しがたい暴挙と映ることになる。ウクライナの動向は、不適切な例えかもしれないが、反社会的団体 A の傘下にあった最有力団体の a が、対立する反社会的団体 B の傘下に移ろうとするようなものであろう。A としては、これを黙認するわけにはいかず、実力をもってしてでも阻止を図らざるを得ないことになる。さもなければ、反社会的勢力界で A の権威は地に落ちるであろう。同様の認識に基づき、今回、ロシアは、ウクライナの NATO や EU への加盟を阻止すべく「特別軍事作戦」に訴えたものと考えられる。

#### ロシアの戦略目標

ロシアの当初の戦略目標は、前述のような勢力圏に関する独自の考え方にに基づき、ウクライナ全体をロシアの勢力圏に留めること、すなわち排他的な影響下に置くこと（属国化）にあったと考えられる。この点は、ウクライナに対する「特別軍事作戦」が「ウクライナの非軍事化及び非ナチ化を図る」ことにあるとされたこと（2月24日のプーチン大統領声明）から明らかである。「非軍事化」は能力面で、「非ナチ化」は意図の面で、ウクライナを確実にロシアの属国とすることを目標としたということであろう。ところが、この作戦は、彼我の戦力や戦意を根本的に見誤ったことにより、開始早々に頓挫し、戦略目標も、ドンバス地方からクリミアにかけての領域支配の確立（併合又は自治領化）へと限定・縮小を余儀なくされたものと考えられる。前述の例えで言えば、A が実力行使に出たものの、思いがけなく a の強い抵抗に遭って、当初の目標である a に対する支配の継続を何らかの「落とし前」をつけることへと下方修正したことになる。

この変更は、3月25日のロシア軍参謀本部発表によって明らかになった。当該発表におけるロシア側のレトリックによれば、「作戦第一段階の主要課題は達成され」、「主目的であるドンバスの解放の達成に主な努力を集中できるようになった」。実際に、これ以降、ロシア軍は、ウクライナ侵攻軍の配置変更・再編成を行い、首都キーウ周辺から部隊を撤収するとともに東部ドンバス地方に兵力を集中し始めた。また、4月には、侵攻軍の総司令官を任命した。これは、当初、短期戦を想定してウクライナ北部、東部、南部の各正面を極東、中央、西部、南部の各軍管区に個別に担任させていたため、必ずしも統一指揮官が必要でなかったが、長期戦を見据えた軍管区横断的な部隊再編により現地での統一指揮が必要になったことによるものと考えられる。

この戦略目標の変更は、ロシアが、少なくとも当分の間、ウクライナ全体を自らの勢力圏に留めておくことを断念したことを意味しているものと考えられる。6月17日にプーチン大統領がウクライナのEU加盟を容認する姿勢を示したことはその証左と言えよう。ロシアは2014年にはウクライナ(大統領は親ロシアのヤヌコビッチ)のEU加盟を容認せず、そのことがいわゆるマイダン革命(ヤヌコビッチ政権の瓦解)につながった。ロシアの勢力圏は、安全保障と経済を元々区別していないということであろう。したがって、NATOでなくEUの東方拡大ならばロシアの懸念を呼ばないというわけではないことには注意を要しよう。

注目されるのは、このような戦略目標の変更が約1か月という短期間で行われたことである。これは、ロシア指導部が、最初の大失敗による混乱から迅速に立ち直ったことを意味していると考えられる。一部で、独裁色を強めたプーチン大統領に正確な情報が伝わらなくなっているとか、甚だしきはプーチン大統領が精神に異常をきたしているとかいう見方が流れたが、この迅速な立ち直りは、これらを明確に否定していると言えよう。かかる抜本的な変更は、プーチン大統領の承認なくしてはありえないことは言うまでもない。少なくともこの変更以降は、ロシア指導部が戦略目標を巡って混乱・動揺している兆候は見られない。

#### ロシア軍の作戦及び戦術

戦略目標の変更に伴い、ロシア軍は、迅速に作戦を変更した。すなわち、当初のウクライナ北部、東部、南部からの同時侵攻という広域を攻勢正面とする作戦から、東部に戦力を集中して攻勢正面を維持する一方、北部からは撤退し、南部を防勢主体の正面とする作戦へと転換した。戦術面でも、対戦車戦闘に長けたウクライナ軍の戦術を考慮し、砲撃を攻撃の主力とする戦術に切り替えたものとみられる。すなわち、長期戦を想定し、人的、物的な損耗を最小限とするため、砲兵による攻撃準備射撃を念入りに行いつつ漸進的な進出を図る戦術を採用したものとみられる。このため、ウクライナ軍の善戦と相俟って、東部戦線におけるロシア軍の侵攻速度は、当初に比べかなり低下している。

武力紛争当初に戦場で想定外の不利な状況が生起することは稀ではなく、問題は、いかに迅速にそのような状況に適応するかであろう。遅れば遅れるほど部隊の損耗が大きくなり、軍の態勢立て直しは困難となる。かかる観点からすれば、作戦当初の致命的とも思える大失態から、戦略、作戦、戦術の各レベルで大胆な変更を行い、紛争の現実に対応しているロシア軍の能力には侮れないものがあると言えよう。

なお、7月に入って東部でのロシア軍の攻撃レベルが全般的に低下しており、それが米国供与のHIMARSによるロシア軍後方への攻撃によるものとの見方がある。長射程・高精度・高機動の多連装ロケット砲であるHIMARSが少なからぬ戦果を挙げていることは確かだが、たかだか十数両のHIMARSが1000km近い戦線の戦況を根本的に変えることは考え難く、また、ロシア軍は、既にHIMARSの目標であるウクライナ領内の補給拠点等の偽装、分散

等の対策を講じつつあるとみられる。攻撃レベルの低下は、むしろ、南部でのウクライナ軍の大規模攻勢に対応してロシア軍が南部占領地防衛のための大幅な部隊配置の転換を進めていることによるものとみるべきであろう。南部での攻防の結果はまだ不明だが、仮に、今次のウクライナ軍の攻勢が阻止されることとなれば、ロシア軍の作戦面での柔軟性が改めて実証されることとなろう。

#### ロシア軍の継戦能力

ロシア軍の継戦能力については、厳しい経済制裁を受けており、これまでの人的、物的損耗が大きいことから、否定的な見解が多いように見える。ロシア軍が人的、物的な不足に苦慮していることは基本的に否定できないが、それゆえに戦線の維持が不可能になりつつあるというわけではないとみられる。

第一に、これまでのところ、ロシアは、政府が軍への物資供給を要求できる「戦時経済対策」2法の議会通過（7月6日）等長期戦に備えた後方支援基盤を整備しつつあるが、基本的には既存の制度の運用によって戦いを続けており、国家資源を大規模に動員する総力戦の体制には移行していない。

兵員については、当初より、連邦軍、国家親衛隊、FSB、民間軍事会社の要員が「特別軍事作戦」に投入されており、投入範囲がこれらより拡大されたとの情報はない。これらの軍事、準軍事組織のリクルート先は、シリア人傭兵、少数民族、失業者、囚人に及んでいるが、いずれもロシアでは極めて異例とまでは言えない。例えば、旧ソ連時代、第2次世界大戦時を中心に、囚人から成る懲罰部隊が相当規模で編成されていたことは周知の事実である。また、一部予備役が動員されているようだが、予備役はウクライナに派遣しないとの3月7日のプーチン大統領の言明もあり、大規模な動員には至っていないものとみられる。

兵器については、T-62戦車のような旧式兵器の備蓄の取り崩しが行われている模様だが、例えば戦車の備蓄は1～2万両に及ぶと言われており、直ちに備蓄が尽きるような状況にはないとみられる。

こうしたことがプーチン大統領の「我々はまだ本気を出していない」という強気な発言（7月7日）の根拠となっているものと考えられる。国家総動員体制は、プーチン大統領にとって国内における政治的な支持を失う危険があるため実施できないとの見方もあるが、例えば、ドンバス地方がウクライナに奪回されかねない状況となれば、実施は政治的に可能となると考えられる。言い換えれば、ロシアにとって戦況はそこまで切迫してはいないということであろう。7月26日に発表された極東軍管区での大演習「ポストーク2022」の実施もこのような見方を裏付けるものとみられる。

第二に、兵器の損耗補充を行うためには、備蓄の放出だけで足りなくなれば、自国での生産又は外国からの調達によらざるを得なくなるが、これまでのところ、前述の「戦時経済対策」2法以外は、特段の対策が講じられているとの情報はない。もとより、今後は欧米

等による経済制裁の一環としての禁輸措置が効果を発揮し、ロシアの軍需生産は立ちいかなくなるとの見方があり、例えば、半導体が入手できなくなれば高度な兵器の生産が困難になることには疑いがない。しかしながら、半導体等が一切入手できなくなることは考え難い。なぜならば、まず、制裁に参加している国は37か国に止まっており、参加していない国の方が多数だからである。その中には、主要な半導体生産国である中国が含まれている。また、国連安保理の経済制裁（国連の全加盟国が参加）を長年にわたって受けている北朝鮮は、その後も核、ミサイルの開発を続けてきている。何らかの方法で所要の物資を外部から調達し続けているとしか考えられない。このようなことから、ロシアについても、軍需生産に必要な物資が以前に比べて入手しにくくはなるものの、調達が不可能になることは考えられないであろう。また、喫緊の所要については、制裁不参加国からの輸入もあり得よう。実際、イランからの無人機の調達が報じられている。

厳しい経済制裁下で、ロシアの経済、財政が悪化することにより軍需生産が続けられなくなるとの見方もある。かかる見解によれば、その効果はこれから具体化するとされる。現時点ではそれが正しいか否かは不明だが、経済制裁によって財政が悪化するために武力紛争の継続が容易でなくなることまでは理解できるが、紛争当事国にとっては当該紛争に勝利することが国家的最優先課題であるのが通常であり、財政的な理由で敗北を受け入れることは考え難い。経済、財政は、紛争継続の可否を判断する場合の考慮要素の一つに止まると言うべきであろう。

経済面以外では、戦意の低下によって作戦継続ができなくなるとの見方もあり得る。しかしながら、世論調査によれば、ロシアにおけるプーチン大統領の支持率は80%前後を維持しており、「特別軍事作戦」に対する反対意見は少数に留まっている。このような世論の状況は、それがロシア政府の情報操作によるものであるとしても、ロシア人兵士の戦意低下の大きな歯止めになっていると考えられ、少なくともこれまでのところ、こうした見方は当たっていない。

こうしたことから、ロシア軍の継戦能力が今後短期間で尽きることは考え難く、少なくとも数年間は、現在レベルの戦闘を続けることが可能と考えられる。

#### ロシアの最低交渉案（fallback position）

「特別軍事作戦」は、ドンバス地方の占領までは確実に継続するであろう。しかし、それが軍事的に達成されても直ちにロシアの戦略目標の達成となるわけではない。軍事占領が関係国間の条約や協定の形で担保されることが必要である。

現在、ロシア・ウクライナ紛争については、当初の停戦交渉は中断している。戦況が大きく動くか、或いは、消耗戦が長期間続いて紛争当事者双方が厭戦気分支配されるような状況にならなければ、停戦や和平に関する外交交渉が再開されることはないであろう。

しかしながら、少なくともロシアについては、将来の停戦又は和平交渉における最低交渉案は、現時点でかなり明確になってきているように思われる。その骨子は、①ウクライ

ナは、クリミア及びドンバス地方（クリミアとドンバス地方を結ぶ回廊部分を含む）をロシアに割譲する、②ロシアは、ウクライナの NATO 及び EU 加盟を容認する、であろう。

①は、前述のロシアの変更された戦略目標を反映している。ロシアは、公式には、ウクライナの「非ナチ化」及び「非軍事化」、すなわち属国化の目標を取り下げていることから、交渉再開当初はこれを主張するかもしれないが、所詮交渉戦術の域を出ないであろう。もっとも、遠い将来の目標としてもこれを断念することについては、指導部内でコンセンサスとはなっていない可能性はある。前述のプーチン大統領のウクライナの EU 加盟容認発言の一方で、例えば、パトルシェフ安全保障会議書記は、7月5日に「非ナチ化」等の当初目標を強調したとされる。いずれにせよ、既に1万5千人の戦死者（7月22日のバーズ CIA 長官発言）を出している以上、現在の戦略目標と相俟って、ロシアがクリミアやドンバス地方を放棄することは考え難く、①がロシアの最低交渉案となることは確実であろう。

②は、クリミア半島とドンバス地方を除くウクライナが欧米の勢力圏に入ることをロシアが容認するという趣旨である。ロシアは、緒戦における作戦の失敗とその後のウクライナの頑強な抵抗、欧米からの相当規模の軍事支援等から、ウクライナ全土の確保は現実的に困難であると理解しているものと考えられる。これが実現すれば、ウクライナの安全保障は強固なものとなる。それがウクライナにとっての最大の利点である。なお、クリミア半島等が占領されたウクライナ領のままでは、ウクライナが NATO に加盟することは困難と考えられる。集団的自衛権の行使を定めた北大西洋条約第5条の発動が直ちに問題となりかねないからである。その意味では、①と②は、一体不可分の関係にある。

このロシアの最低交渉案が受け入れられるならば、欧米とロシアの勢力圏の新たな境界線がウクライナの領土内に引かれることにより、NATO の東方拡大によって不安定性を抱えてきた欧州情勢にひとまず安定がもたらされることとなる。

もとより、ウクライナがこの案を受け入れるとの保証はない。むしろ、ゼレンスキー大統領を始めとするウクライナの政府高官は、ロシアの侵攻前の状態に戻すことを求めるのみならず、クリミアの奪還をも目標とすべき旨述べており、少なくとも現時点ではウクライナ側にこれを受け入れる考えは全くない。なお、このウクライナの主張に関しては、ロシアにとってはクリミアはすでにロシア領であることから、2020年に公表されたロシアの核兵器ドクトリン（「核抑止の分野におけるロシア連邦の国家政策の基礎」）に基づき、クリミアに対する通常攻撃によってロシアが「国家存亡の危機に立たされた場合」には核兵器の使用があり得ることになることには注意を要しよう。クリミアの奪還については、その他の占領地の奪還とは核兵器使用のリスクに根本的な違いがあるということである。いずれにせよ、①及び②がロシアの最低交渉案と考えられることから、これをウクライナと欧米が受け入れられるか否かが将来の外交交渉の焦点となろう。

おわりに

ロシアの「特別軍事作戦」は、独自の大国主義の論理に基づくものだが、生半可な覚悟

で始められたものではない。欧米諸国の厳しい経済制裁の中で5カ月が経過したが、ロシアは、まだ相当の余力を残しつつ作戦を続けている。世論も引き続きこれを支持しており、指導部内にも分裂は見られない。戦略、作戦、戦術の柔軟性も注目に値する。そして、自国領（クリミアを含む）に対する攻撃に対しては、核兵器使用の用意がある。

このように見てくると、ロシアに国際法違反の代償を支払わせるためには、ウクライナはもとより、欧米にも、不退転の意志で長期戦を戦い抜く覚悟とロシアによる核兵器使用を回避する慎重さが同時に求められると言えよう。